

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷五十五第

月七年七十和昭

論叢

南方農業に於ける勞働力の問題…………… 經濟學博士 八木芳之助

佛印に於ける貯蓄及資本に就いて…………… 經濟學博士 松岡孝兒

ナチスの貨銀保護政策の原理…………… 經濟學士 中川與之助

資本形成の意義…………… 經濟學士 中谷實

實物的波及過程の彈性分析…………… 經濟學士 青山秀夫

研究

協力工業の技術的向上と再編成…………… 經濟學士 田杉競

成果學說の理論的根據…………… 經濟學士 尾上忠生

說苑

大島貞益の譯書及岡田好樹…………… 經濟學博士 本庄榮治郎

「經濟之理」について…………… 經濟學士 上杉正一郎

シエーパースの國土計畫論…………… 經濟學士 上杉正一郎

附錄

彙報

經濟論叢

第五十五卷

第一號

(通卷第百五拾五號)

昭和十七年七月發行

論

叢

南方農業に於ける勞働力の問題

八木芳之助

大東亞共業圈に含まれる南方熱帶地域の農業には、甚だしく異なる二つの對蹠的經營形態たる栽植經營 (Plantation or Estate) と土人農業經營との存すること、並にそれらの性格の如何なるものなるやに就いては、既に指摘したるところである。¹⁾この栽植經營は數百年來の熱帶開發の典型的經營形態をなすものであり、茲に於ては栽植企業者は自國の經營技術及び資本力と原住民の勞働力とを結合して、植物性原料品の生産を擔當し來つたものである。故にこの栽植經營によつて、軍需その他の必需資材を獲得するため、また從來この栽植經營に關係せる原住民に對する變動を最少限度に留め、その生活を安定せしめるためにも、從來の栽植經營を改善利用することが必要である。併し從來の栽植經營に關しては、大東亞共業の理念に合致するやう、その經營目標及び經營原則に對し修正を加へることを要する。

南方農業に於ける勞働力の問題

第五十五卷

一

第一號

一

1) 拙稿、熱帶農業經營の二つの型(經濟論叢、第五十四卷、第四號、昭和十七年四月)三五頁以下參照。

即ち(1)従来の歐米式栽植經營は其の目標を専ら利潤の追求に置いたが、これを排除して、公益優先、適正利潤の確保をその目標として經營せしめること。(2)従来の栽植經營は専ら利潤追求の見地より、その栽培作物の種類を選択せるが、今後は大東亞共榮圈の自給自足化を目標として、適地適作主義に基く、計畫生産に向はしめること。(3)殊に當分は戰爭完遂の見地よりして、過剰なる農産資源の生産を縮少すると共に、不急の農産物たる香料や嗜好品の作付は之を制限して、共榮圈内に不足せる作物(例へば棉花)の栽培は極力之を奨励すべく、従つて栽植經營もまた自から進んで斯かる國家的要請に奉仕すべきこと等これである。

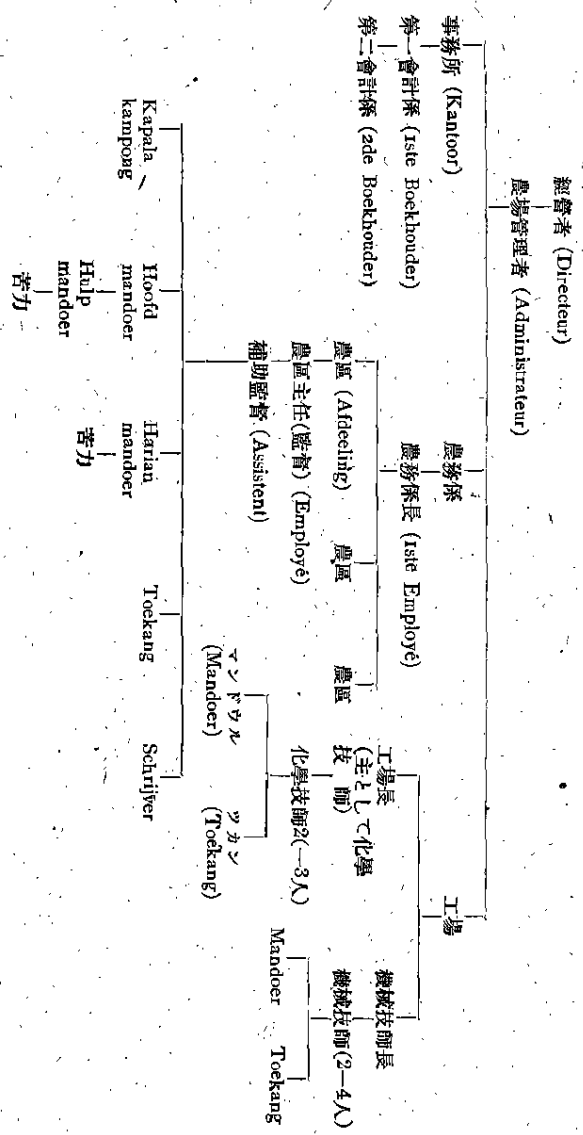
かくの如く大東亞共榮圈に於ては、今後はその自給自足を目標として物資の生産計畫を樹立すべきものなるが故に、南方熱帯地域に於て栽植經營の占める面積は、當分或る程度減少さるべきことが豫想せられる。之に伴ふて栽植地としては適地のみが残るが故に、その經營はより能率的となるが、併し従來栽植經營に雇傭せられたる農業勞働者の一部分は、之を土人式農業に轉換せしめるか、若くは鑛業勞働者に轉化せしむることの必要も起り得るであらう。これらは今後解決せらるべき問題たるであらう。

この小論に於ては、南方熱帯農業、特に栽植經營に於ける勞働力の問題を取扱ひ、從來この問題解決のために採られた諸政策を吟味し、今後に於ける大東亞農業政策の確立に聊かなりとも資しようと思ふ。

二

熱帯農業の従業者は高級技術者と一般的筋肉勞働者とに分かれる。前者は主に大規模なる栽植經營を技術的に指導する役割を果すものであり、後者は前者の指揮・監督下に筋肉的農業勞働に服するものである。この栽植經營の人的組織は農場の種類によつて若干の差異はあるが、從來のジャヴァに於ける甘蔗プランテーションに於け

人的組織を示せば左の如くである。



右の經營者は農場の最高經營方針を確立し、特に農場の金融及び農産物の販賣を擔當する。農場管理者は右の最高方針の下に、外部との交渉、農園全般の監督、豫算・決算の作成、作業計畫の樹立等に當る。農務係長は管理者の計畫に従ひ、農場の農事作業を總括する。其の下に數箇の農區を設け、それぞれ農區主任を置く。農區主任は補助監督の助を藉りて農場労働者を使用して作物の栽培に當る。

南方農業に於ける労働力の問題

第五十五卷

三 第一號

三

2) 奥田氏、蘭領東印度の農業(臺灣時報、昭和十五年六月號)一一七頁以下。
 3) 農場管理者の本俸は月500乃至800盾、車代は月100盾にして、その他住宅、醫療費、賞與(粗利潤の5乃至10%)を支給せられた。Employéの本俸は月200乃至400盾、Assistentは50乃至150盾、兩者は外に共同にて賞與として粗利潤

直接作物栽培に當るものゝ中、Hoofd mandoer は請負作業の監督をなす苦力頭にして、百人乃至數百人の苦力を募集使役する。Hulp mandoer は其の補助をなす。Harian mandoer は時間給勞働をなす苦力の頭にして、農區主任の指揮を受けて作業をなし、通常十人乃至二十人の苦力の取締をなす。一農區内に數人乃至十數人の Harian mandoer がゐる。Toekang は普通の苦力と異つて、特別の技能を有するもの、例へば規那又は護謨の芽接人、工場の機械職工又は大工の如きもの之であり、農區の補助監督や工場技師に直屬する。Kapala kampong は農場内にある住込勞働者部落の取締をなすものであり、Schrijver は農區内の使用苦力に關する記録をとる書記である。⁴⁾

斯かる人的組織を有する在來の歐米式栽植經營に於ては、歐米人は主に農場經營者、管理者、技師、監督者として従事し、原住者たる土人及び移入苦力を勞働者として使用した。而して一栽植經營當りの所要勞働者數は、ジャヴァに於ては約八百人、スマトラ、ボルネオに於ては約三百五十人となつてゐる。⁵⁾併しこの所要勞働者數は、栽培作物の種類によつても異つてゐる。即ち所要勞働者數は、最も勞働集約的なる煙草栽培に於ては百ヘクタール當り一四三人、茶栽培は之について一二人、護謨栽培は六五人、油椰子栽培は五〇人、珈琲栽培は五〇人、カカオ栽培は四八人、規那栽培は四〇人、サイザル栽培は一五人となつてゐる。⁶⁾

かくの如く熱帯栽植經營に於て比較的多量の勞働力を要する所以は、加工過程を除くの外、栽培及び管理に當り機械力を利用する餘地の比較的狭きによるものである。即ち護謨の採液、珈琲の收穫、茶葉の摘取、煙草の收納等は、之を機械化するを得ず、主として人力によつて其の操作がなされる。また熱帯農業には温帯農業に伴ふ冬季の農閑期を缺くこと、並に熱帯農業は特殊操作として、日覆操作、防風操作、除草操作、害虫及び病菌驅除

の3乃至5%を受けた。

- 4) Hoofd mandoer の本俸は月20乃至50盾、Kapala Kampong は20盾、Schrijver は20乃至50盾、外に住宅費として月給の半ヶ月乃至一ヶ月分を受けた。
- 5) 根岸勉治氏、栽植企業方式論、一五三頁。

操作等が必要とすることによつても、人間労働の使用を大ならしめる。従つて栽植經營にとりては、(1)必要なる數に上る労働者を如何にして調達するか、(2)また調達せる労働者を如何にして規則正しく労働に従事せしめるかが重大なる問題となる。栽植經營にとりて労働力の必要なる點については、「栽植經營を總體として決定する有ゆる要素のうちで、人間労働力の調達は遙に最も重要な要素をなす」とさへ謂はれてゐる。

三

斯くの如く熱帯栽植經營は労働集約經營として、多數の労働者を使用するが故に、栽植經營の立地條件としては原住民人口の稠密なる地域たるを要する。然るに他方に於て、栽植經營は大規模農業として廣大なる土地面積を必要とする。而して此の要求を充し得る地域は、一般に人口稀薄なる場所に於て見出される。従つて此等兩面の要請を如何にして調和するか問題となる。而して土地は固定的であり、労働は可動的であるから、原住民労働力の乏しき地域に於ては、勢ひ他國又は他地方より労働力を移入せざるを得ない。これ「栽植地域は熱帯労働移動地域化する」と謂はれる所以である。故に栽植經營の労働者としては、原住民労働者と移住労働者との二型態が認められる。茲では先づ原住民労働者に就いて述べよう。

人口稠密にして原住民の多い熱帯地域では、栽植經營は原住民者を労働者として使用する。然るに多くの原住民族に於ては經濟の發達が幼稚にして、その經濟は食糧及び其の他の生活必需品を完全に自給し得る家内經濟の段階にある。氣候に恵まれ、殆ど一年中野生の生産物を入手し得るため、また彼等の信ずべからざる寡慾なるため、最少量の労働を以て生活を維持し得る。かゝる事情と自己の立身出世を何等顧慮しない心理状態とに基いて、熱帯原住民者を栽植經營の雇傭労働者に轉化せしめることは困難である。この點に關しては「原住民者の幸福觀念は勞

- 6) H. Sternberg, Die Arbeiterverhältnisse auf den unter europäischer Leitung stehenden Plantagenbetrieben in der Provinz „Ostküste von Sumatra“ (Berichte über Landwirtschaft, Bd. X, Heft 1, 1929) S. 46.
7) 奥田義氏、瓜哇農業論(農業經濟研究、第十五卷第三號、昭和十四年九月)一

働の制限にある。従つて生活の支持に必要な程度以上に遂行すべき労働は、彼等にとりて無用のものと思はれる。¹¹⁾とさへ謂はれてゐる。

また熱帯の原住民は、一般に懶惰 (Indolence) であり、無智 (Ignorance) であり、保守的 (Conservatism) であるから、適當なる指導と訓練とを施すにあらざれば、農業労働者としても不適合である。即ち彼等は自分の土地で生活を立てるためには激しく働かねばならぬとしても、極力労働を回避し、また明日まで延ばし得る仕事は決して今日之をなさうとはしないのを建前とするが如くである。彼等はその祖父がなした仕事に其のまゝ踏襲し、従つて毫も進歩を望まない。彼等はその保守性のため、在來の慣習を墨守し、その故郷に對し執着性を持ち、従つて向上の見込があつても新地域へは移住しようとせず、¹²⁾また新奇なるものに對しては常に偏見を持つものである。

熱帯原住民の寡慾、即ち彼等の經濟的向上に對する生活意欲の消極性は、屢々彼等の労働意識の低位性をも齎すものである。然かも熱帯地域に於ては生活が容易であり、僅少の生活費を以て足るが故に、原住民は此の僅少なる生活費を獲得するに足るだけの労働をなすも、それ以上の労働は敢て之をなすことを欲せざるを常とする。加ふるに原住民が自給自足本位の農業を以て生活をなし得る場合には、貨幣獲得の刺戟を受けない限り、依然として自給自足本位の農業を繼續するから、彼等は雇傭労働者となることを欲しない場合が多い。ペルツァーによれば、熱帯地域に於て、「今日労働者を見出し得るのは、原住民の收入と經濟状態とを以てしては、彼等の必需生活慾望を充足し得ない場合に限るのである。而して斯かる事情は、例へば人口が著しく増加したため、總ての可耕地が占有し盡された場合に起るのである。即ちこの場合、そこでは賃労働に従事せざるを得ないところの、

四八頁。

8) Wilcox, Tropical agriculture, 1916, p. 24. 伊藤兆司氏、南方農業に於ける技術の問題(新亞細亞、昭和十六年一月號)一〇頁。

9) H. Sternberg, a. a. O. S. S. 45.

土地を持たぬ一群の無産者が生れるからである」と¹³⁾と。かゝる場合に収入増加の見込があれば、原住民は雇傭労働者となり、また海外へと出稼をなすものである。従つて假令原住民人口の多い場合に於ても、如何にして彼等を労働に従事せしめるか、問題となる。

原住民をして規則正しく労働に従事する習慣を養はせしめんがために従来採られた第一の方策は、金納課税法である。即ちこの方策に於ては、金納を条件とする人頭税若くは家屋税を課し、原住民をして納税に必要な現金を獲得するために労働に従事せんとする決意を生ぜしめ、之を機會として彼等に労働の價値を知らしめ、漸次規則正しく労働に従事する風習を生ずるやう之を誘導指導するものである。¹⁴⁾

原住民をして労働に従事せしめるために、採られた第二の方策は、經濟的誘致策 (Policy of economic inducement) である。即ち此の方法に於ては、原住民の慾望意識を擴大し、或は彼等の需要を一層彈力的となし、その雇傭労働条件を原住民者部落のそれよりも一層引力的ならしめることによつて、彼等を雇傭労働に誘致するものである。¹⁵⁾従つて、この方法に於ては、原住民の慾望を刺戟し、この新なる慾望の充足に必要な貨幣勞賃を自發的に獲得するやう彼等を促すものであるから、この方法は土人の慾望・需要は決して固定不可變的のものでなく、或る程度まで之を彈力的ならしめ得ることを前提とするものである。この場合、原住民の生活狀態の改善、即ち其の物質的及び精神的な生活條件の向上進歩を促す方面に向つて、彼等の慾望・需要の喚起を促すことが望ましい。

これらの方策の外に、原住民をして労働に従事せしめる方策として、従來彼等の生活根據となれる土地を沒收し、彼等をして生活上已むを得ず労働に従事せしめる方法も考へられる。この方策は嘗てアルゼリア及びコンゴ¹⁶⁾に於て實施された。併し此の方策は中等階級たる自作農層の絶滅に導き、徒らに下層労働者階級のみを増加す

Vgl. K. J. Pelzer, Die Arbeiterwanderungen in Südostasien, 1935, S. 3.

10) 根岸勉治氏、熱帯栽植農業論(農林經濟論考、第一輯)一一三頁。

11) H. Sternberg, a. a. O. S. 47.

(註一) ジャバア人の諺として「他の土地では黄金の雨が降らうとも、故郷では

るを以て、斯かる方策は之を採用すべきでないことは明白である。また更に直接原住民を強制して其の勞働力を徵發する方策も考へられる。併し公共目的のため、原住民を徵用する必要がある場合の外、單なる私人の企業經營に強制使用權を興へることは、平時に於ては必ずしも當を得たる方策ではない。

原住民をして規則正しく勞働に従事せしめる方策としては、金納課税法その他の方策があるが、他方教育・啓蒙によつて、勞働の神聖なること、國家社會生活上竝に産業開發上勞働の必要な所以を彼等に充分自覺・認識せしめ、徐々に規則正しく勞働に従事する美風を養はしめることが最も望ましい。

ジャヴァの如く人口稠密なる處では、栽植經營は附近の村落から、必要な數の勞働者を容易に雇入れることが出来る。然かもジャヴァに於ては、土地狭く人口過剩のため、原住民は從來の耕地のみでは樂な生活をなし得ないから、栽植經營で賃勞働に従事することによつて生活費の不足を稼ぐ機會を得ることとなる。而してジャヴァに於ける栽植經營の勞働者には、栽植農場附近の村落から農閑期に働きに来る通勤勞働者と、栽植農場内に企業者から提供される勞働住宅に住む住込勞働者との二種がある。この兩者の勞働者は何れも自由勞働者である。

ジャヴァの栽植經營に於ける勞働者に對する勞賃の支拂方法としては、日給制と出來高拂制との二種が行はれてゐる。前者は仕事を入念にすべき場合、若くは仕事の出來高を測定することの困難なる場合に採用され、後者は出來榮が粗雑でもよいが仕事を成るべく早く完了すべき場合、若くは仕事の出來高が比較的容易に測定出来る場合に採用される。即ち茶葉の摘取、龍舌蘭の刈取、護謨の採液等には出來高拂勞賃制が採用されてゐる。ジャヴァでは、出來る限り出來高拂勞賃制を採用せんと努めてゐる。それは之によつて勞賃を節約すると同時に勞働の監督費をも節約せんがためである。ジャヴァの栽植經營では勞働費は、農場經營費の五〇乃至六〇%を占めて

石の雨が降らうとも、やはり故郷にゐるのが一番良い”といはれてゐる。

12) J. C. Willis, *Agriculture in the tropics*, 1922, p. 12.

13) K. J. Pelzer, *Die Arbeiterwanderungen in Südostasien*, 1935, S. 7.

14) 山本美越乃氏、植民政策研究、三七五頁。

ゐるから、勞働費の節減が企業經營上重視されてゐる。¹⁵⁾

四

原住民人口の稀薄なる南方熱帯地域に於て勞働力を調達する方法は、勞働者の移入である。而して南方熱帯地域へ勞働者を送出し得る地方は、人口過剰にして土地が不足し、住民の生活が困難となり、従つて人口の一部を他地方へ送出する必要がある。然かも熱帯勞働に堪へ得る住民を多數有する處である。斯かる條件を備へる勞働者の送出地は、南支那、印度(特にマドラス州)及びジャヴァ(マツラを含む)である。

(一)南支那(福建、廣東) 人口過剰と政治的不安とに悩める南支那、殊に太平洋に面する福建及び廣東の兩省は、南洋方面に多くの華僑を送出してゐる。彼等は經濟觀念に強く、生活程度低く、熱帯にも充分に適應し得る素質を有してゐる。また彼等が政治的でなく、經濟的實利的であることも、南洋方面に於て彼等の發展を齎した一因をなしてゐる。南洋に於ける華僑は主として商業部門に活躍してゐるが、また苦力として南方熱帯諸地域の鑛山や、栽植經營で勞働に従事する者も少くはない。

(二)印度(マドラス州) 英吉利製品の輸入によつて印度在來の手工業は壓倒され、農村人口の過剰化を齎し、米作に代る棉作の奨励は印度農民の自給生活を破壊した。租税の重壓、高利貸による搾取、屢々繰返される凶作等は農民を貧困化せしめ、その土地を失はしめて、小作人及び農業勞働者の數を増加せしめた。彼等はよりよき賃銀を得んとして、農業勞働者として他地方へ出稼することゝなつた。人口稠密なるマドラス州から出るタミール人が農業苦力として最も多い。彼等は勞働能率の點に於て劣るとは云へ、一般に柔順であり、「人種的には支那人よりも栽植事業に適してゐる」¹⁶⁾と謂はれてゐる。而して「彼等が出稼をなす目的は、貯金をして故郷に歸り、

15) I. C. Greaves, Modern production among backward peoples, 1935, p. 125.

16) P. S. Reinsch, Colonial administration, 1905, p. 361.

17) 奥田義氏、前掲論文(臺灣時報、昭和十五年六月)一一〇頁。

H. Sternberg, a. a. O. S. 61.

茲で土地を購入して安住するにある。¹⁹⁾一九一六年以降に於て、印度苦力の出稼をなし得る栽植經營地域は、(1)南印度の西ガッツ栽植地域、(2)北印度のベンガル及びアッサム栽植地域、(3)セイロンの栽植地域、(4)マレー半島の栽植地域これである。

(三)ジャヴァ(マツラを含む) 南方熱帯栽植經營へ勞働力を提供し得る第三の地域はジャヴァである。ジャヴァの面積は一三二、二七四平方呎であり、總人口は四〇、八八九、五〇〇人であるから、その人口密度は一平方呎當り三一四・五人となる。²⁰⁾その人口密度は、中部ジャヴァに於ては西部及び東部ジャヴァに於けるよりも高い。一八〇〇年に於けるジャヴァの人口は四百萬であつたから、過去百三十年の間に其の人口は十倍したことになる。従つて其の人口密度も一八六〇年には九四人、一八八〇年には一四九人、一九〇〇年には二一六人、一九二〇年には二六二人、一九三〇年には三一四人となつてゐる。而してジャヴァに於ては、この増加人口を收容すべき大工業の發達を見ないから、勢ひ農村人口は過剩となり、一農家當り耕地面積は漸次狭小となつた。茲に於て舊蘭印政府は過剩人口對策として、一方に於て、農事改良、灌漑設備の改善を圖つて、稻作經營の集約度を高めると共に、また煙草、茶、珈琲、コブラ、玉蜀黍、キヤツサバ等の有利なる輸出農作物の栽培を奨励した。更に他方に於てジャヴァ人を人口稀薄なるスマトラ、ボルネオ等の外領へ移住せしめようと努めた。²¹⁾併しこの移住政策は、既述せる如きジャヴァ人の故郷への執着性とジャヴァ自體に於ける栽植經營の提供する雇傭勞働機會とにより、充分なる成功を収めなかつた。併しそれでも、ジャヴァから外領への移住者數は一九二七年には六七、五一〇人、^(註)一九三〇年には二九、三五〇人を示したが、^(註)その後は著しく減少してゐる。

以上掲げた三地域より來住する苦力の主なる吸收地は、比律賓、マレー半島及び東印度諸島である。比律賓で

18) L. C. A. Knowles, The economic development of the British Overseas Empire, 1924, p. 183.

19) Willis, op. cit. p. 14.

21) K. J. Pelzer, a. a. O. S. 97.

20) 1930年の人口調査による。

22) K. J. Pelzer, a. a. O. S. 104.

は支那人の多くは栽植農産物の取引に従事する。マレー半島では支那人苦力は錫鑛山で働くものが如く、栽植經營たる護謨園の苦力としては印度人が最も多く、支那人及びジャヴァ人これに次ぐ。²⁴⁾ 東印度諸島中のスマトラ及びボルネオの栽植農園では、土人の不足を補ふにジャヴァ及び支那人苦力を以てしてゐる。一九三一年にスマトラ東岸の煙草栽培に従事せる苦力は、ジャヴァ人六、二〇九人、支那人一八、九九〇人であつた。²⁵⁾ 以下、主としてスマトラ東海岸地方に於ける栽植經營の移入勞働問題について述べよう。

スマトラは人口稀薄なる上に、原住土人は主として西部の高地に住み、雇傭勞働に従事することを欲しないから、栽植企業は外國勞働に依存せざるを得なかつた。最初、外國勞働の大部分を占めたのは支那人であつた。彼等は當時に於て唯一の栽植經營であつた煙草耕作に貢獻した。その後、護謨その他の栽植經營が起り、勞働需要が急速に増加し、移入支那人のみを以てしては之を充し得ざるに至るや、ジャヴァ人を移入することゝなつた。このジャヴァ人は煙草耕作ほど細心を要しない栽植勞働に適してゐる。一九二五年末スマトラ東海岸に於ける外國契約勞働者一九六、七〇八人中、六二・五%はジャヴァ人、二三・一%はジャヴァ婦人、一三・六二%は専ら煙草耕作をなす支那人、〇・七七%は英領印度から來れる家畜飼養者であつた。ジャヴァ人男女の割合は六二對二三であり、支那人は獨身で渡航し來り、ジャヴァ婦人と結婚するものが多い。²⁶⁾

このジャヴァの苦力募集には、(1)營業募集、(2)自家募集、(3)自由募集の三方法がある。第一の營業募集は、苦力募集を營業とする募集人がジャヴァに於て苦力を募集し、之を外領の栽植企業に周旋するものであるが、苦力需要の増加に伴ひ、その手数料を著しく引上げ、然かも苦力の素質如何に拘らず、單に頭數によつて、手数料を要求せるを以て、次第に自家募集に代ることゝなつた。第二の自家募集にありては、栽植企業者が自から苦力募

(註一) この 67,510 人のうち、35,987 人がスマトラ東岸への移住者である。

23) 根岸勉治氏、前掲論文(農林經濟論考、第一輯)——七頁。

24) 1931年の調査では印度人30萬4千人、支那人8萬6千人、ジャヴァ人2萬9千人、其の他5千人となつてゐる。(Felzer, a. a. O. S. 65.)

集をなすものである。この自家募集のため、一九一六年五月一日に「全スマトラ東海岸護謨栽培業者組合」と「デリー栽培業者組合」²⁵⁾とが提携して、ジャヴァのスマランに「デリー共同移民取扱所」(A.D.L.K. 即ち *Allgemeen Delisch Emigratie Kantoor*) を設立した。第三の自由募集方法は、既に充分の勞働力を有する栽植經營にして、その不足勞働力のみをジャヴァで募集する際に之を採用するものである。この方法の實施は極めて簡單である。即ちスマトラ東海岸で契約勞働期間を勤め、故郷のジャヴァへ歸還した良質の勞働者が、單獨又は勧誘者たる知人と共に再びスマトラ東岸へ渡航する形式これである。この募集方法の特徴は、一方に於て移住者の道義的良質に對する保證を與へること、他方に於て志願勞働者はジャヴァに於てスマトラ東岸の特定企業と勞働契約を結ばず、從つて絶對的自由の身分でジャヴァを出發することである。然るに上述せる二方法にありては、スマトラに於ける勞働契約は既にジャヴァで之を締結して置かねばならぬ。栽植地に到着後、勞働契約を締結するか若くは栽植企業で費用でジャヴァへ送還されるかは、志願勞働者の自由に委されてゐる。²⁶⁾

支那に於ける苦力募集は、汕頭、シンガポール及びベナンに設置された官營募集事務所によつて行はれた。また古參の苦力(所謂ラオケ)が、この目的のため、デリー栽培業者組合によつて募集代理人として支那へ派遣された。併し約十年前から、支那人苦力の募集は行はれてゐない。²⁷⁾

一八八〇年に初めて苦力法の發布を見たが、その後時勢の變化に應じて屢々改正せられた。この苦力法の特徴は、左の如き苦力の恣意なる契約破棄に對して、法律的制裁 (*penaler sanctie*) たる刑罰(自由刑)を規定せる點にある。即ち苦力が(1)雇主によつて規定せられたる期間その企業に就業すべき義務を履行せざるとき、(2)逃亡せるとき、(3)要求せられたる勞働の遂行を引續き拒絶せるとき等之である。同時に企業者が契約條項に違反したるとき

25) Pelzer, a. a. O. S. 95.

26) Sternberg, a. a. O. S. 49.

27) この組合は A. V. R. O. S. (*Allgemeene Vereeniging van Rubberplanter ter Oostkust van Sumatra*) と云ふ。

28) これは煙草栽培業者の組合にして、D.P.V. (*Deli-Planters-Vereeniging*) と云ふ。

は罰金に處せらるゝことを規定してゐる。

斯かる法律的制裁を有する苦力法に對しては、既に早くから激しい贊否の兩論が對立してゐる。栽植業者は法的制裁を廢止せられる場合には、その經營が重大なる危險に瀕するとの理由で苦力法に贊同する。即ち彼等は「法的制裁を持つ苦力法は、今日の事情では外領の栽植經營―それは此の地域の經濟的開發及び發達を保證するものであるが―にとりて、従つてまた蘭領印度の全經濟生活にとりても、絶對的に必要である」と主張した。之に對し苦力法の反對者は、かゝる法的制裁を持つ契約制度は、苦力の「近代的奴隸化」であるとなし、その反對の論據として、マレー半島及びアッサム地方に於ける法的制裁の廢止は、その地方の栽植經營に何等の攪亂をも與へなかつた事實を指摘した。

舊蘭印政府も法律的制裁を持つ苦力法は之を漸次廢止せんとする意向を示した。即ち先づ一九一一年の官報第五四〇號掲載の規定を以て、雇主及び労働者間の移民契約又は再契約は、法的制裁を設けずに、三年又は一年を最長期として之を締結し得る途を開いた。而して斯かる契約者を「自由労働者」と呼んだ。更に一九三一年六月一日の苦力法では、労働契約は極めて條件付でのみ制裁規定を持つべきこと（一九四二年を以て制裁規定を完全に廢止す）とした。また「制限表式」を定め、栽植經營は契約苦力の外に使用すべき自由苦力數を漸次段階的に増加すべきことを規定した。²⁹⁾

苦力の労働契約期間に關しては、移住契約と再契約との間に差がある。前者は當區域（スマトラ東海岸）外で結ばれた労働契約、若くは外部から來た労働者と當區域で最初に結ばれる労働契約（スマトラ東海岸の自由募集）を指し、後者はそれ以外の場合に當區域で外國労働者と結ばれる契約を指す。移住契約の最長は三年、再契約のそれは十

29) H. Sternberg, a. a. O. S. 50.

30) W. K. G. Gretzer, Grundlagen und Entwicklungsrichtung der landwirtschaftlichen Erzeugung in Niederländisch-Indien (Berichte über Landwirtschaft, 146 Sonderheft, 1939) S. 49.

31) H. Sternberg, a. a. O. S. 67.

三ヶ月である。栽植企業者は勞働力調達費の高額なるに鑑み、契約期間の延長を希望し、通常法規の許す最長期間となつてゐる。

苦力の勞働時間に關しては、晝間勞働は十時間、夜間勞働は八時間となつてゐる。また幼年勞働に關しては十二歳以下のもの、使用は之を禁止してゐる。

苦力の勞賃決定に關して考察するに、普通の勞働市場に於けるが如く、勞働力に對する需給關係の如何に依存することなく、専ら大栽植企業若くは其の組合の一方的意志によつて決定される。蓋しジャヴァで募集される勞働者は無数の村落に分散して居り、従つて勞賃決定に當り發言權を持ち得ず、加ふるに彼等の郷土に於ける經濟は極めて窮乏状態を呈せるを以て、募集者の申出を甘受せざるを得ないからである。従つて苦力の勞賃は最少生活費に一致することとなる。

この最少生活費以上に苦力の勞賃を引上げることが、彼等の勞働能率を高める上に果して有效なりや否やに關しては、之を疑問とする者が多い。蓋しジャヴァ苦力は貯蓄心を有せず、餘分の勞賃は直ちに之を賭博や娯樂のために濫費するが故に、反つて勞働能率の低下を來すからである。嘗て自由勞働者を使用するジャヴァの栽植經營が、勞働能率を高め、且つ勞働力の供給量を増加するため、請負勞賃を引上げたるに、その結果は豫期に反して、勞働者の出勤を不規則ならしめ、出勤勞働者數の減少を來せるが如き、その例證である。熱帯地域の勞働者が其の生活の維持に必要な限度以上に、高き勞賃を支拂はれるときは、それを以て生活を支へ得る間、遊惰に過し、勞働に従事しないことは、我々の屢々耳にするところである。

従つて社會政策的見地より熱帯勞働者を保護すべき場合に於ても、直ちに彼等の勞賃引上げをなさず、寧ろ之

32) H. Sternberg, a. a. O. S. 49. 即ち 1921 又はそれ以前に創設された企業は、1932年1月1日以降は自由苦力を少くとも25%、1934年1月1日以降は少くとも40%、1936年1月1日以降は少くとも50%使用すべきこととした。1922—1927年に創設された企業は、創設後11年目、13年目及び15年目の1月1日よりそれ

を保健・衛生及び醫療設備に對する費用、學校、映畫館、運動場設備等の教育及び健全娛樂に對する費用、若くは養老年金として支出する方が、より効果的である。尙ほ養老年金としても、一時に之を交付せず、月々支給する必要がある。³⁴⁾

苦力勞賃の支拂形態としては、(1)現金勞賃形態の外に、(2)苦力及び其の家族に對する無料住宅、(3)無料醫療處置、(4)食料米の安價供給等の形態が考へられる。此等を適當に加味して給與することが望ましい。常設勞働委員會 (Permanent Arbeitskommission) の調査によれば、一九二四年では獨身男子苦力の自給は五二セント、米代補給二セント、無料住宅費五セント、無料醫療費五セント、計六三セントであつた。³⁵⁾

栽植勞働者の勞賃は、大部分、なされた勞働日數に従つて計算されるが、屢々苦力の勞働能率を高めるため、〔勞働時間の伸縮を認める日給制〕 (Taglohn mit Zeitarbeit) が採用される。この方法では固定の日給を以て、一日の仕事として日々なすべき勞働量を苦力に指定する。従つて此の場合、一日の勞働量と勞賃とは固定的であり、勞働時間のみが可變的である。即ち苦力の努力次第で一日の勞働時間が伸縮され得る。この勞賃制の下では、苦力は監督者の監視なくとも熱心に働き、所定の仕事をすませ、午後早く家に歸り得るを以て、之に對し満足を表してゐる。従つてこの勞賃制は雇主及び苦力の雙方にとりて便宜であり、またジャヴァ人苦力の氣質にも適するものとされてゐる。

栽植經營に於ける普通の耕作勞働については、斯かる日給制が行はれるが、收穫勞働は古參の熟練苦力によつて出來高拂勞賃を以てなされる。茶葉の摘取、龍舌蘭の刈取、護謨の採液等についても同様に出來高拂勞賃制が採用されてゐる。

33) 34) 35) それぞれ上記の割合に従ふこと、1928—1930年に創設された企業は、1942年1月1日に於て、50對50の割合を實現せねばならないと規定してゐる。

H. Sternberg, a. a. O. S. 54.

H. Sternberg, a. a. O. S. 55-56.

デリーの煙草栽培支那人「畑苦力」(Falkania)に就いては特殊なる勞賃形態が採用される。即ち一人の畑苦力に對し、普通一萬六千株内外の煙草の植つてある一ポウ(〇・七一ヘクタール)の煙草畑を委ね、その栽培、採收に當らしめ、採收せる煙草葉を乾燥場へ納入せしめる。その勞賃は出來高拂により、收納せる煙草葉の品質に應じて、煙草一千株を基準として之を定める。一九二六年では一千株の勞賃は八・五乃至一一・五ギルダであつた。³⁵⁾

五

今や大東亞共榮圈に含まれる南方熱帯地域に於ては、日本の指導下に栽植經營の更生とその發展とを圖るべく、それに要する有能なる經營者、技術者及び従業員と資本とを我國より送出すべきであり、勞働者としては原住民を利用すべきであらう。而して熱帯原住民のうちには極めて怠惰なるものが多いから、彼等を再教育して規則正しく勞働に服する習慣を養はしめることが必要であり、また之がためには適當なる勞働政策を確立することが肝要である。

35) H. Sternberg, a. a. O. S. 57.

36) H. Sternberg, a. a. O. S. 59-61.